

NEXUS

2018
No.676

4



CONTENTS

- 01 ●Opinion
「理事長就任、1年を迎えるにあたって」
全国菓子工業組合連合会 理事長 齊藤 俊明 氏
- 02~12 ●主要記事
02~07 平成30年度中小企業・小規模事業関係税制改正
08~09 会員組合実施事業等紹介
官公需懇談会
10~11 通常総会開催までの手続き
- 12 「はばたく中小企業・小規模事業者300社/商店街30選」公表
（株）東亜電化が第7回ものづくり日本大賞を受賞
- 13~14 ●岩手県内中小企業概況（2月）
- 15~16 ●中央会Information/関係機関からのお知らせ
平成30年度中央会事務局体制
第63回岩手県中小企業団体中央会通常総会開催のご案内
いわて花巻空港ダイヤ改正のお知らせ

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>

「理事長就任、1年を迎えるにあたって」

全国菓子工業組合連合会 理事長 齊藤 俊明



平成 29 年 6 月 13 日東京の明治記念館に於いて、平成 28 年度全国菓子工業組合連合会第 52 期通常総会及び第 53 期全菓連共済ビルディング株式会社定時株主総会に於いて、計らずも理事長及び代表取締役社長を仰せつかりました。大任であります各副理事長及び山本専務はじめ役職員の皆様のご支援ご協力の下、浅学非才であります全力で取り組み大任を果す考えでありました。

全国の全菓連に加入している組合員が、約 15,000 組合員であります。全国の全菓連傘下の組合を 6 ブロックに分けております。北から東北北海道、関東甲信越、中部近畿、中国四国、九州のブロックであります。各ブロックの総会に山本専務と共に全菓連の年度事業決算報告及び新年度の事業計画、予算等を周知していただき要望等を承り、ブロックの各県の活動状況を報告していただいております。総じて全ブロックの課題は組合員の減少であります。事業主の高齢化と後継者の問題で廃業され、各ブロックとも大きな課題となっております。菓子業界ばかりでなく小規模事業所、中小企業が消滅減少しており、技術・流通・物流革新の潮流に適応できなかったのではないだろうか。賞味期限 3 日位の和洋菓子が全国のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホテル等で値頃感の価格で販売されており、影響がないわけがありません。かつては作って売る強みの冠婚葬祭の引き出物菓子は絶対的に強かったのですが、ホテル・会館・ギフト専門店のセールスに圧倒されマーケットが激減してしまいました。時代の環境変化に適応できなかったと言えるのではないのでしょうか。創造し作って売る強みを再認識し、郷土菓子やオリジナルな個性豊かな菓子を創って、差別化、優位性で生き残る勝ち残ることができると思います。

私共中小菓子製造業は、現在新食品表示制度 HACCP 制度化への対応など様々な課題に直面しておりますが、いずれも避けては通れない道であります。一步一步確実に対応していかなければならないと考えております。まずは改正食品表示基準の平成 32 年 4 月 1 日からの適用に向け、栄養成分表示のための菓子業界専用計算ソフトについて 1 月より事前予約の受け付けを開始致しております。又、厚生労働省が検討している食品衛生管理の国際標準である HACCP の制度化についてですが、菓子業界では大半を占める小規模企業業者について対応が困難であり、義務の例外設定などの弾力的な制度とする必要がある旨を同省及び農林水産省へ要望してきました。併せて小規模事業者を対象とする一般衛生管理を主体とした衛生管理計画作成の手引書について、他の団体とも協力しながら作成を進めております。製造方法で分類した衛生管理計画の例示を全菓連で示し、組合員の皆様がほぼそのまま使えるように致しております。

又、政府では働き方改革を推進されておりますが、昨今菓子業界でも労働時間の短縮や賃金引上げ、人手不足の解消など問題課題が山積みしております。長時間働くことが美德である時代は終わり、社員が規定の時間で終了し、できる限り給料も上がるようにしないと従業員が定着せず、増しては良い人材を確保できないと思います。そのためには生産性向上が不可欠であります。製造の方法、機械化による省力化、多品種から売れ筋中心の絞り込み品質向上と価格の見直し、サービスのあり方や専門店のあり方等々問題課題を解決するために全菓連として支援して参ります。その他に原材料の安定供給や各組合の活動に対する支援や情報提供など、組合員皆様の経営の一助となるような活動に鋭意取り組んで参ります。

かつて同業者は商売仇の感情が強かったと思います。今は切磋琢磨する仲間であります。新年会はじめ花見会、納涼会や様々なスポーツ大会等を年間の組合活動として心と心の親睦を深め、信頼の仲間として各々の商売が生き生きと活力ある菓子店、組合員になるのではないのでしょうか。

菓子業はお菓子を通じて人々に喜びと幸せをお届けしていると思います。お菓子のあるところに笑顔あります。美味しさは安らぎ幸せ、満足、喜びの感動を醸し出さなければお菓子とはいえないでしょう。個性豊かな素晴らしいお菓子を創り、未来に夢と希望が輝き、お客様に笑顔と幸せをお菓子に託して販売する生業であります。組合員の皆様方には自らの技術に誇りを持ち、一つの商品を通して作り手の思いを伝えることが重要であります。組合員の皆様方の繁栄と菓子業界が生き生きと活力ある菓子業界になることを願って止みません。

平成30年度中小企業・小規模事業者関係税制改正の概要

平成30年度中小企業・小規模事業者関係の税制改正の概要についてご紹介致します。

○詳細は、中小企業庁ホームページ「平成30年度税制改正の概要」をご参照下さい。

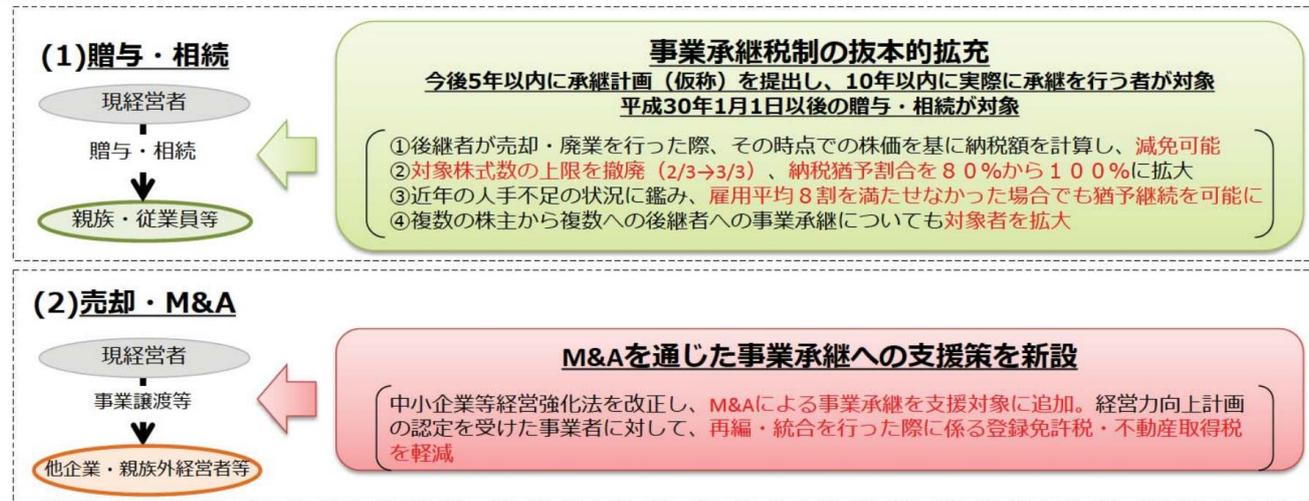
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

1. 中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

○中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。

○円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、事業承継税制について、その対象を抜本的に拡充することにより、事業承継を強力に後押しするとともに、M&Aを通じた事業承継について、新たに支援措置を創設することで、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させる。

改正概要



2. 事業承継税制の抜本的拡充の概要

○事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**

○①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正案

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上の雇用**を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正案

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

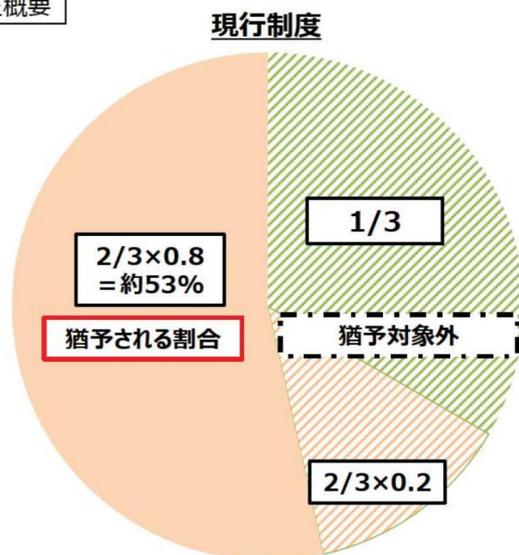
※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

3. 事業承継税制改正の要点①：対象株式数上限等の撤廃

○現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式等が対象（贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外）。例えば、相続税の場合、猶予割合は80%であるため、猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。

○対象株式数の上限を撤廃（ $2/3 \rightarrow 3/3$ ）、猶予割合を100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにする。

改正概要



現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる



改正案

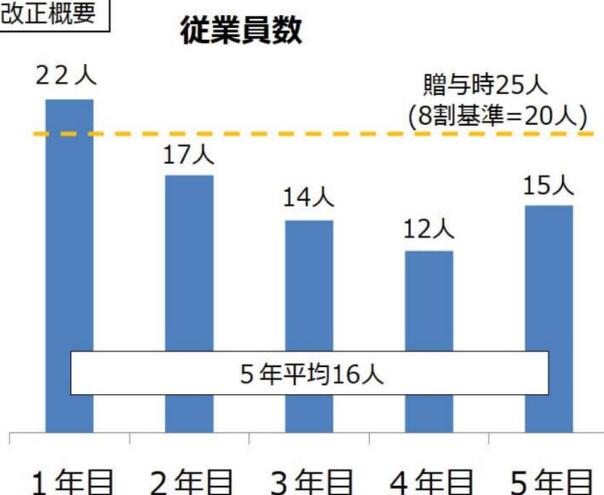
・対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする。
 ・猶予割合を100%に拡大。
 ⇒事業承継に係る金銭負担はゼロとなる

4. 事業承継税制改正の要点②：雇用要件の抜本的見直し

○現行制度では、事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がある。

○制度利用を躊躇する要因となっている雇用要件を実質的に撤廃することにより、雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能に。（※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。）

改正概要



現行制度

5年間の雇用平均が8割未達の場合、猶予された税額を全額納付



改正案

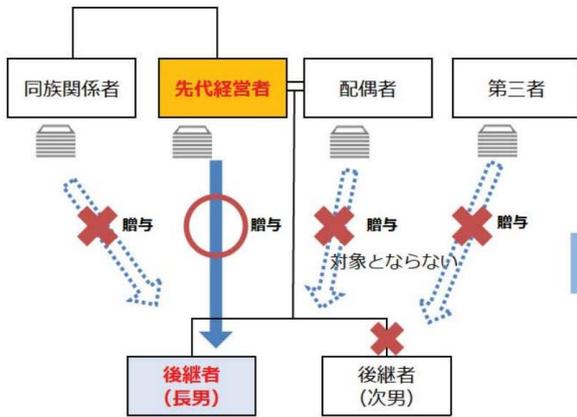
5年間の雇用平均が8割未達でも猶予は継続
 ※5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。
 経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言の必要

5. 事業承継税制改正の要点③：対象者の拡充

- 現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

改正概要

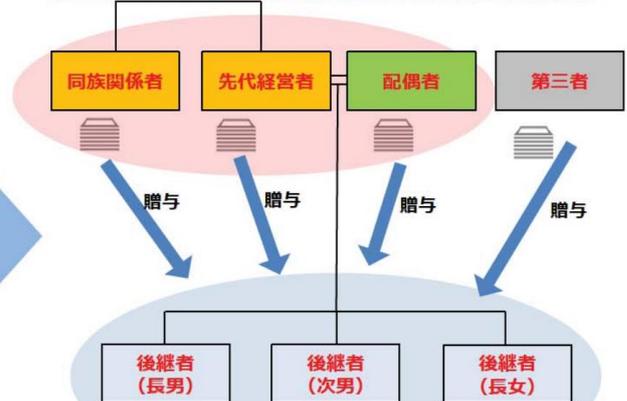
現行制度



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

改正案

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



複数の後継者(最大三人)を対象とする

※代表権を有しているものに限る
 ※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

6. 事業承継税制改正の要点④：経営環境変化に応じた減免

- 現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納税するため、過大な税負担が生じうる。
- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

制度概要

X社の株価総額の推移（イメージ図）



現行制度

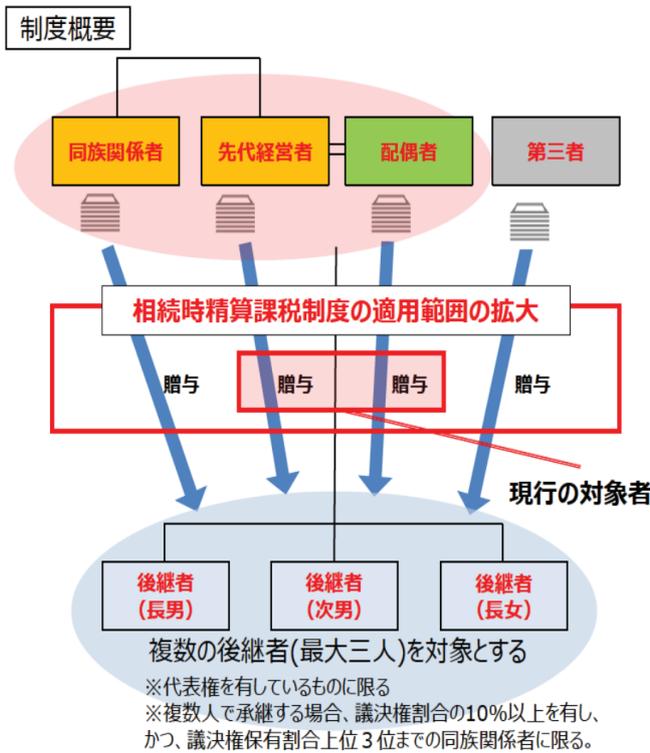
事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある

改正案

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に納税額を再計算し、減免可能とすることで将来不安を軽減

7. 事業承継税制改正の要点⑤：相続時精算課税制度の適用範囲の拡大

- 現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。
- 事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、**猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。**



現行制度

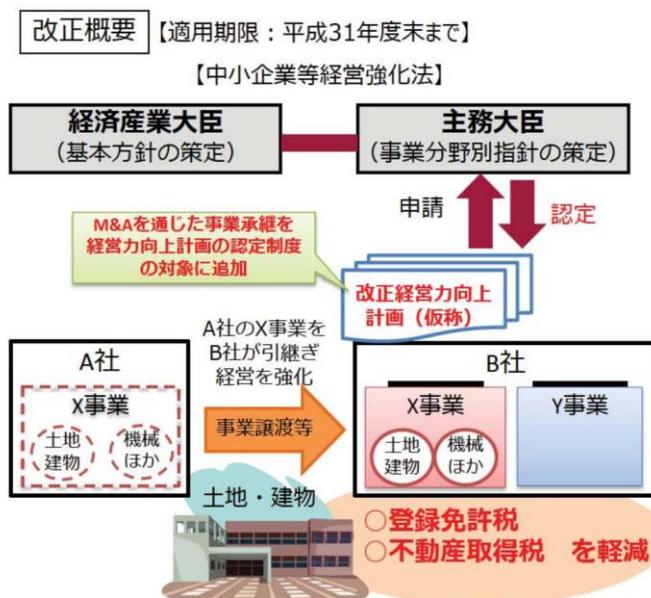
60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象

改正案

現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。
(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)

8. M&Aを通じた事業承継に係る税負担の軽減措置の創設

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、**いわゆる M&A により経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**そのため、**中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加**することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、**次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。**



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

- ※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)
- ※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税
- ※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

9. 中小企業の設備投資を支援（固定資産税の特例の創設）

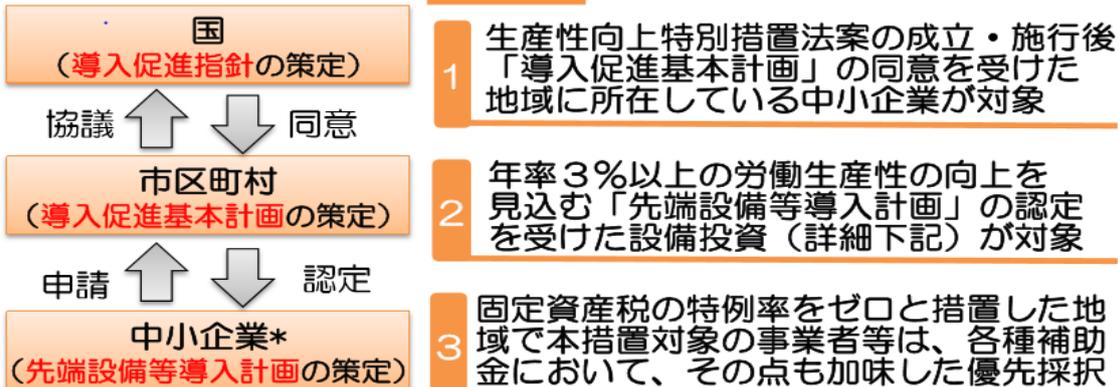
「生産性向上特別措置法」において中小企業の生産性革命の実現のため、市町村等の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じる。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

【生産性向上特別措置法案】

POINT!



* 中小企業基本法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備（注）市町村により異なる場合があります

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

○普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用います。

優先採択の対象となる補助金

本制度に基づき固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者等について、その点も加味した優先採択を行います。対象となる補助金は以下となります。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、小規模事業者持続化補助金、戦略的基盤技術高度化支援事業
サービス等生産性向上IT導入支援事業

生産性向上特別措置法案に基づき、固定資産税の特例率をゼロと措置した自治体

平成30年4月13日付けで公表した「生産性向上特別措置法案における基本計画策定等に係るアンケート調査の結果（二次公表）」をもとに、平成29年度補正予算ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（1次公募）における加点対象となる自治体を整理すると以下のとおりです（2次公募も予定されている）。掲載されている自治体の他に、アンケートの回答内容を「自治体独自の方法で事業者に知らせる予定」と回答している自治体もございますので、記載のない自治体の対応方針については、各自治体にお問い合わせ下さい。

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、岩泉町、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

10. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。

○中小企業者における償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、及び少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【平成31年度末まで変更なく延長】

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則

(注) 20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

11. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置

○中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づく税制措置として、固定資産税の特例（3年間1/2に軽減）、中小企業経営強化税制（即時償却等）を措置することで、サービス業も含め、幅広い中小企業の生産性向上を強力に後押し。

○経営力向上計画の認定が不要な中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（いずれも30%特別償却等）も引き続き措置。

概要 【適用期限：いずれの措置も平成30年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 [生産性が年平均1%以上向上]		【固定資産税の特例】 3年間1/2に軽減 [生産性が年平均1%以上向上]	
	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) [生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資]			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用	

■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合
 ※ ソフトウェアは無形固定資産に該当するため、固定資産税の申告対象とはなりません



会員組合実施事業等紹介

本会では、組合事業及び組合員の経営力強化・経営環境対応などのために各種支援事業を行っております。組合等による講習会・セミナー等の開催の他、専門家等を活用した課題解決の取組み等についてご検討の際は本会までご相談下さい。以下では、中央会事業を利用した会員組合によるセミナー等の取組みをご紹介します。

◇ 岩手県南生コンクリート卸商(協)「経済の現状と今後の見通し」を開催

3月23日(金)、岩手県南生コンクリート卸商(協)(佐藤 良介 理事長)は、(一財)岩手経済研究所 副理事長の帷子 利明 氏を講師に招き、「経済の現状と今後の見通し」と題して組合員企業向けにセミナーを開催した。

セミナーでは、○世界経済概観、○日本経済の現況と今後、○岩手県経済の現状と見通し、○岩手の地方創生、○岩手の今後を占うキーワードについて解説された。

岩手県の今後を占うキーワードについては、「インバウンド」、「復興道路の整備」、「ILCの誘致」、「ラグビーワールドカップ2019」、「三陸防災博(仮称)の開催」、「宮古～室蘭間のフェリー航路開設」、「東北絆まつり2018盛岡」等が挙げられた。特に「ILCの誘致」については、建設予定地が当組合地域近隣ということで、聴講者は熱心に聞き入っていた。

◇ 岩手県農業機械商業(協)「顧客満足度・接客力向上～褒め言葉セミナー」を開催

岩手県農業機械商業(協)(高橋 豊 理事長)は、3月7日(水)二戸地区、13日(火)盛岡地区、27日(火)水沢地区のそれぞれにおいて、職員の資質向上と組織内および外部との良好な関係を構築し顧客満足度の向上と接客力の向上を目的に、女性従業員を対象に上記の研修会を実施。講師にはキャリアコンサルタントでコミュニケーションインストラクターの大村洋子氏(すまいるコミュニケーション代表)を招聘。

「褒め言葉」をテーマとして、顧客の心をつかむ言葉、自分と周辺との関係を良好にするための言葉、また、自分が幸せになれる褒め言葉などについて、グループワークを通して学んだ。

岩手県農業機械商業(協)では毎年、女性従業員を対象とした研修会を開催。来年度も引き続き開催予定である。



セミナーの様子

◇ 岩手県機械金属工業(協連)青年部連絡協議会「健康に働き続けるために」を開催

3月6日(火)、岩手県機械金属工業(協連)青年部連絡協議会(エムツーユース岩手、平賀 明 会長)は、昨今の企業活動において労働衛生管理を推進する上で、社員のメンタルヘルスケアは最重要課題のひとつとして関心が高まっていることから、会員各社の管理職・職長等社員を指導・監督する立場の方々を対象に、職場でのメンタルヘルスケアについての意識付けを図ることを目的に(一社)日本産業カウンセラー協会東北支部岩手地区活動部長の藤村七美氏を講師に招き、「健康に働き続けるために～上司と部下のラインケア」と題してセミナーを開催した。

セミナーでは管理職以上の職に就く者が、部下から仕事に関する相談を受けた際に気をつけるポイントを解説。相談者に寄り添い、言葉のひとつひとつに耳を傾ける姿勢が大切であると強調していた。また、実践形式として、受講者同士を管理職と部下の役に分け、実際に相談を受けた時のシミュレーションが行われた。



セミナーの様子



◇ 岩手県鉄構工業(協)青年部「溶融亜鉛めっきの話題あれこれ」を開催

3月7日(水)、岩手県鉄構工業(協)青年部(齋藤 達也 会長)は、組合員のめっき技術向上を目的に「溶融亜鉛めっきの話題あれこれ」と題して、(株)デンココーポレーション東京支店東京めっき技術営業課課長の今野 貴史 氏を講師に招き、セミナーを開催した。

セミナーでは、①溶融亜鉛めっきの基礎、②溶融亜鉛めっき品の設計時における注意点、③溶融亜鉛めっきで起こりうる事象と対策、④溶融亜鉛めっきに関する最近の話題等について解説がされた。溶融亜鉛めっきのすぐれた特性として、1. 経済的に最も有利な防錆方法、2. 耐食性が非常にすぐれている、3. 密着性がすぐれている、4. 隅から隅まで均一にめっきができる等が挙げられる。聴講者はめっき技術向上を図るため、熱心に聞き入っていた。



セミナーの様子

◇ 岩手県農業機械商業(協)青年部会「2018年景況の見通し」を開催

3月13日(火)、岩手県農業機械商業(協)青年部会(松田 和秀 部会長)は、組合員の経営力向上を目的に「2018年景況の見通し」と題して、岩手県中小企業診断士協会会長の宮 健 氏を講師に招き、セミナーを開催した。

セミナーでは、月例経済報告書を用いて我が国経済の基調判断に触れ、続いて岩手県内経済の動きについて解説された。組合員は、農業機械小売りを扱っている経営者が多く、県内景況の見通しをもって機械等を仕入れるため、特にも平成30年度の県内経済の見通しについて、聴講者は熱心に聞き入っていた。

「中小企業組合官公需懇談会」開催

3月23日(金)、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにて、国及び県における官公需施策と県内の官公需受注の状況を共有する「中小企業組合官公需懇談会」を開催した。本懇談会は、公共事業等の縮小、コスト削減・優先による一般競争入札の拡大、大企業や県外企業の入札参加などにより中小企業組合等の官公需の受注環境が厳しさを増す中、官公需適格組合制度の周知と、官公需適格組合をはじめとする中小企業組合における官公需受注の拡大に資することを目的とし開催した。中小企業庁及び岩手県より講演いただき、9組合より12名が参加し懇談した。講演では、国や県における官公需施策や契約に係る取組等が説明された。



懇談会の様子

(講演)「官公需適格組合に対する国の官公需施策、地方公共団体の特例事例について」

中小企業庁 事業環境部 取引課(官公需担当) 木村 康宏 氏

「岩手県における中小企業・中小企業組合等の官公需受注の状況について」

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 主査 増澤 亨 氏

「県契約条例に係る取組」

岩手県 商工労働観光部 雇用対策・労働室 主任主査 佐藤 高広 氏

(懇談での主な発言内容)

- ・官公需適格組合・制度が行政・出先機関から認知されていない現状が続いている。行政内において周知徹底がなされておらず、組合が周知活動を行っても数年で行政・担当者が異動になり、引継ぎがされないために都度再周知が必要な現状になっている。行政組織全体への継続的な周知と理解をお願いしたい。
- ・災害協定を締結している場合には随意契約を行うことができるとされているが、実際には一般競争入札が多くなっている。災害協定を締結していても諸処の課題もあり行政とともに対応していく必要がある。
- ・県外企業が参入し県内企業では太刀打ちできない価格競争が激しくなっている。価格も重要ではあるが施工品質を考慮した発注が望ましい。
- ・知的財産権の取扱いについては、国が契約の基本方針として明記したところであり、県においても配慮をした発注をお願いしたい。他



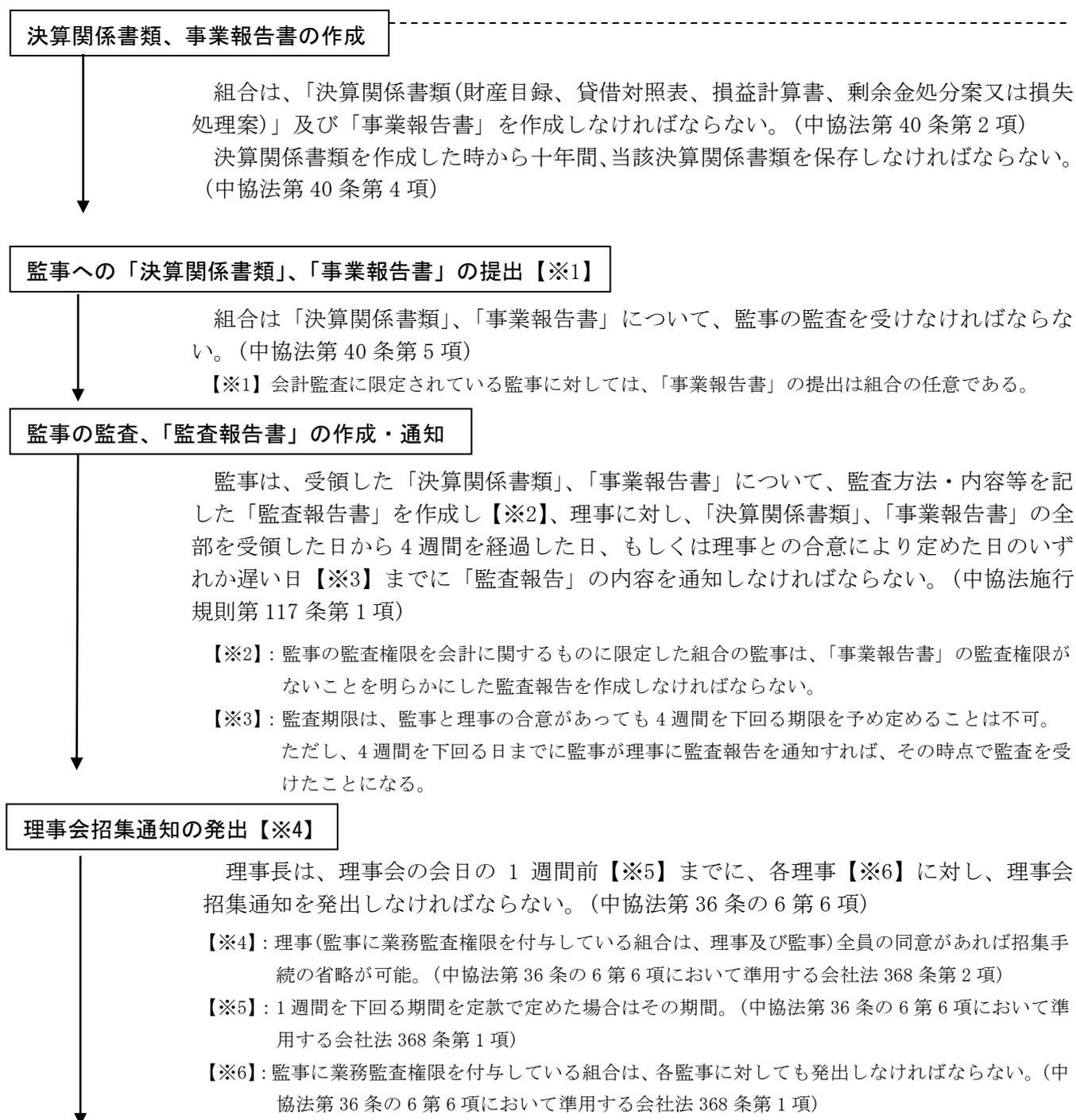
通常総会開催までの手続きについて

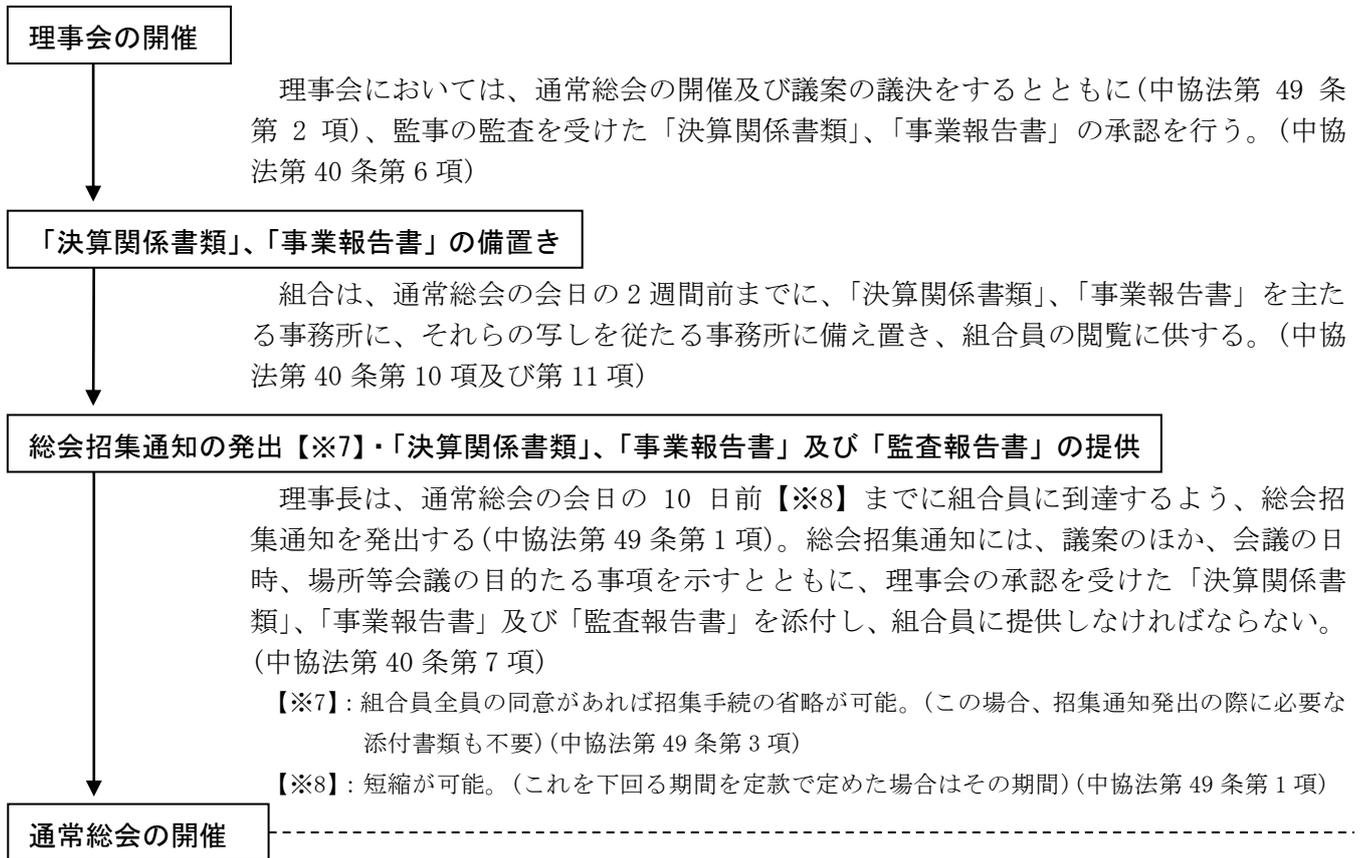
事業年度末から通常総会開催までの事務手続きについては、中小企業等協同組合法並びに同法施行規則により規定されています。総会は、組合の基本的事項を決定する最高意思決定機関でありますので、下記をご参照され、適切な手続きを経て執り行ってください。

【決算関係書類等に関する手続き】

1. 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
2. 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
3. 組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない。

1. 総会開催までのスケジュール





2. 総会の議決事項一覧

普通議決 (中協法第 5 2 条) … 出席者の議決権の過半数の議決を必要とする。

特別議決 (中協法第 5 3 条) … 総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

●事業協同組合の場合の主なもの

総会議決事項	議決の種類	総会議決事項	議決の種類
1 定款の変更	特別	10 1 組合員に対する貸付け (手形の割引を含む。) 又は 1 組合員のためにする金融機関に対する債務保証残高の最高限度 (※)	普通
2 組合の解散		11 組合員の事業に関する債務保証残高の最高限度 (※)	
3 規約の設定、変更又は廃止	普通	12 1 組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証残高の最高限度 (※)	
4 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更		13 加入金 (※)	
5 経費の賦課及び徴収の方法		14 剰余金の配当 (※)	
6 団体協約の承認		15 その他定款で定める事項 (※)	
7 役員報酬			
8 決算関係書類及び事業報告書の承認			
9 借入金残高の最高限度 (※)			

注: (※)の総会議決事項は「任意議決事項」であり、定款で総会の議決を要すると定めた事項である。



「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社/商店街 30 選」を選定(中企庁)

中小企業庁は、IT サービス導入や経営資源の有効活用等による生産性向上、積極的な海外展開やインバウンド需要の取組み、多様な人材活用や円滑な事業承継など、様々な分野で活躍している中小企業・小規模事業者を「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」として、また、地域の特性・ニーズを把握し創意工夫を凝らした取組により、地域の暮らしを支える生活基盤として商店街の活性化や地域の発展に貢献している商店街を「はばたく商店街 30 選」として選定した。本県からは、4 社・1 商店街が選定された。以下一部の企業、商店街を紹介。なお、詳細は HP をご参照下さい。

(中小企業庁 URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/180326monozukuri.htm>)

○本県から選定された「はばたく中小企業・小規模事業者」の紹介

株式会社釜石電機製作所 代表取締役 佐藤 一彦 氏

【釜石機械金属工業団地(協)組合員企業】

同社は、摩耗したモータやポンプ等の主軸の保守のために 1977 年に溶射設備を導入し、1994 年に表面処理用の溶射設備の導入を行った。これらの設備の導入により、摩耗した金属の肉盛りだけでなく表面の耐摩耗、耐腐食の加工が可能となり、整備の迅速化と品質の向上を達成した。さらに、この溶射技術を活かした高い光触媒活性を有する被膜製膜技術を開発し特許取得をするとともに各種の高性能光触媒製品の上市を行っている。

同社が開発した光触媒溶射技術は、プレート表面が高い光活性を持つ TiO₂ のみで被覆されているため、他の固定化技術に比較し光触媒の活性が著しく大きい。光触媒による分解性能は、各種研究機関により抗菌効果やアセトアルデヒドなどの分解性能から評価する一方で、畜舎での実証試験により、幼牛の罹病の減少、発育増進が著しいことが実証された。製膜技術は岩手県公設研との連携で開発され、性能評価や畜舎空気循環改善効果は産業技術総合研究所等の各種研究機関との連携により行われた。



光触媒空気抗菌装置

○本県から選定された「はばたく商店街」の紹介

宮古市中央通商店街振興組合 理事長 黒田 豊 氏

当組合では平成 29 年度から、これまでの復興活動からさらなる発展に向かうため、災害からの復旧復興過程で培われた絆や防災意識をさらに深化させるとともに、賑わいも醸成させることを目的に、花の香りがするアロマキャンドル・ポタニカルキャンドルを市民と一緒にワークショップ形式で製作。これらのキャンドルづくりなどワークショップでは、参加人数の目標の 100 名としていたところ、約 250 名の参加を得た、終了後のヒアリング調査でも、「今後も継続してほしい」「子どもと一緒に参加できたことに意義があった」などと高い評価を受けた。

当組合としては、毎年恒例の行事にしたいと考えており、今回のノウハウを活かしながら、無理なく持続していくため、希望者へのキャンドル販売を開始するなどの検討が進められている。



キャンドルづくりワークショップ

㈱東亜電化が第 7 回ものづくり日本大賞【経済産業大臣賞】を受賞

㈱東亜電化(代表取締役 三浦 宏 氏、盛岡工業団地(協)組合員企業)は、第 7 回ものづくり日本大賞【経済産業大臣賞】製造・生産プロセス部門を受賞した。(H30 年 1 月 15 日 経産省公表)

ものづくり日本大賞は、我が国の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」を継承し、さらに発展させるため、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若手人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる個人・グループに対して、内閣総理大臣賞等を授与するもの。

同社の受賞件名は「微細形状を有するプラスチック成形用金型へ高離型性を付与する薄膜形成技術の開発」。概要は、プラスチック成形での成形品の離型において、離型剤を使用せず成形を可能とし、実使用レベルで耐久性のある革新的な離型膜形成技術の開発(TIER コート)。安定的な生産、コスト削減、作業環境改善等に寄与し、光学フィルムやレンズメーカー、LED メーカーから高い評価を得ている。多くのプラスチック成形での部品製造への展開が期待される。



1. 全国の景況

2月は、1月に引き続き、度重なる大寒波に伴う物流・商流の混乱や操業難が各地で発生したことにより、全国的に経済活動が下押しされたことに加えて、外出控え等による国内消費の減退も強まっている一方、年度末需要の動きを前にして、さらなる製造コストの増大や雇用難・労働力不足も依然逼迫している。

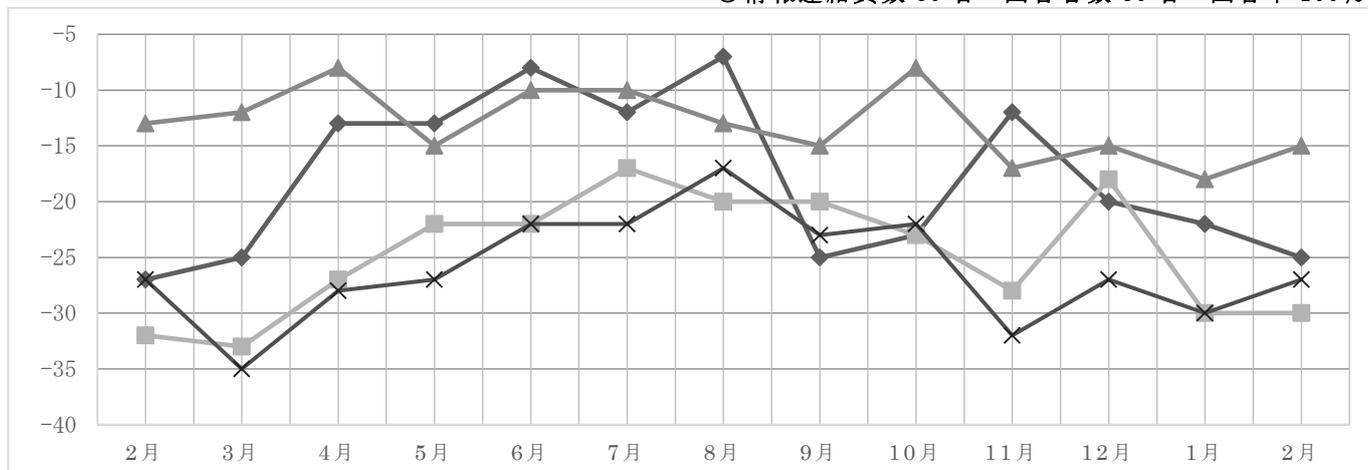
2. 景況天気図（県内）…平成30年2月と平成30年1月のDI比較

平成30年 2月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比	
売上高	 △22	 △25	3P↘	 △14	 △5	9P↗	 △26	 △36	10P↘	△9~9
在庫数量	 △12	 △12	0P→	 △14	 △10	4P↗	 △10	 △14	4P↘	△10~△29
販売価格	 3	 2	1P↘	 0	 △5	5P↘	 5	 △5	10P↘	△30~△49
取引条件	 △8	 △8	0P→	 △5	 △5	0P→	 △10	 △10	0P→	△50以下
収益状況	 △30	 △30	0P→	 △10	 △10	0P→	 △41	 △41	0P→	
資金繰り	 △18	 △15	3P↗	 △14	 △5	9P↗	 △21	 △21	0P→	
設備操業度	 △5	 △5	0P→	 △5	 △5	0P→	—	—	—	
雇用人員	 △12	 △7	5P↗	 0	 △5	5P↘	 △18	 △8	10P↗	
業界の景況	 △30	 △27	3P↗	 △5	 △10	5P↘	 △44	 △36	8P↗	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…平成29年2月～平成30年2月DI推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



平成30年2月DI 《 ◆…売上 -25 ■…収益 -30 ▲…資金繰り -15 ×…景況 -27 》

4. 各業種の概況（県内）…平成30年2月分

◇パン製造業

市販パンの競争激化が著しく、経営難にあえぐ事業所が出てきた。

◇酒類製造業

原料米の作柄がもう一つであった今年の清酒が消費者に評価されることを期待したい。

◇めん類製造業

天候が良くなかったせいか、地方だけではなく首都圏関東地区の売上げも減少した。今後も厳しい経営環境は継続するであろう。

◇一般製材業

素材需給は、製材品の荷動きは落ち着いていたが、一方で製材用原木の不足は引続き顕在化している。

◇家具・装備品製造業

販売不振と問屋の在庫調整が要因で、更に落ち込み幅が増えた。

◇木質チップ製造業

針葉樹は異常気象、バイオマス発電との競合で落ち込み。広葉樹は加えて資源の奥地化による落ち込みが大きく国有林材の放出が望まれる。

◇生コンクリート製造業

復興工事のピークが過ぎつつあるためか、沿岸地域と気仙地域が減少傾向にある。

◇鋳鉄铸件製造業

産業機械部品生産量は、人手不足と厳冬の影響により大きく減少した。

◇金属製品製造業

鋼材価格を中心とした諸経費の上昇分を受注価格に転嫁できる状況にはない。

◇一般機械器具製造業

材料が高値で推移しており、非鉄金属類がさらに品薄になっている。

◇野菜果実卸売業

低温・天候不順の影響により、極端な単価高となり入荷数量も減少、取扱金額が伸び悩んだ。

◇食肉小売業

連日の低温と降雪で買い物が億劫になる天候が続き、食肉需要は落ち込んだ。

◇野菜・果実小売業

高値相場、入荷量減少傾向が続いており、天候要因も含めて回復できずにいる。

◇家庭用機械器具小売業

寒い月だが暖房機関連は低調、オリンピック効果で映像関連の需要に期待したが伸びなかった。

◇燃料小売業

ガス産出国からの供給が潤沢で、先安感から市況が軟化したと見られている。

◇各種商品小売業①

例年になく気温の低下と積雪が原因と思われるが、業種に関係なく低調だった。

◇各種商品小売業②

雪が多く気温も低いいため、衣料品関係は春物の動きが鈍く苦戦している。

◇酒・調味料小売業

ビールから缶チューハイ等に移るなど、消費が低価格に流れており売上・収益ともに低迷している。

◇農機具小売業

減反の廃止等農業事情が変化する関係から業界は不透明な状況が続いている。

◇商店街(久慈市)

インフルエンザの流行で来街客少なく売上減少。

◇商店街(盛岡市①)

雪の影響で店舗、アーケード、路面の補修工事が必要となっている。

◇商店街(盛岡市②)

雪と寒波の影響で路面が凍結、買い物客の出入にも大きく影響し、店舗は売上を落としている。

◇旅行業

悪天候が続き、取扱額が微減傾向にある。

◇自動車整備業

自動車の電子制御技術の進展、高度化に伴い点検・整備内容も変化、その対応力が課題となっている。ユーザーの整備費抑制傾向で売上単価の低下等により好転の兆しが見いだせず厳しい状況。

◇土木工事業①

未完成工事が前期より増えているが、収益に結びつかない。今後の売上減少が懸念される。

◇土木工事業②

民間大物物件が動きださず、予定がどんどん先延ばしになっている。また、原材料の値上げに伴う経費負担分をいかに価格に上乗せできるかが緊急の課題。

◇塗装工事業

閑散期のため若干の余裕があるが、人手不足であり、職人のやりくりで苦慮している現状である。

◇倉庫業

ピッキング作業による超過勤務の増、保険の見直しや保管資材等の費用により前年費用を上回った。

平成 30 年度の中央会事務局体制

専務理事 菅原 和弘

事務局長 岩淵 哲宏

統括管理部

部長 於本立也

部長代理 渡辺 泰孝

主幹 田村 恵

主任 鈴木 敦子

主事 及川 真人

企画振興部

部長 坂本 淳

部長代理 川原 光雄

主事 茨木 暢浩

主事 高橋 健一

主事 安保 裕之

連携支援部

部長 鈴江 良章

部長代理 柳田 欣知

部長代理 菅原 宏太郎

主幹 池田 亘

主任指導員 青木 英樹

主任指導員 佐藤 清亮

主事 金子 沙耶香

主事 藤木 政彦

商業支援専門 佐々木 修

ものづくり支援センター

センター長 於本立也 (兼務)

副センター長 渡辺 泰孝 (兼務)

主事 井上 敬済

平成30年度の事務局体制は、昨年度体制の継続によりスムーズな業務遂行を確保するとともに担当業務の一部見直しにより支援機能の強化を図るものである。

今年度は、震災からの復興完遂に向けた支援、事業承継推進などの多様な経営課題解決に対するスピードある支援、連携による新たな事業創出等をすすめる。

統括管理部は、総会・理事会、県及び市町村等補助金、会員管理等を主な業務とするほか、建議・陳情等の政策立案に関する業務を行う。**企画振興部**は、企業等の人材確保・育成の業務を行うとともに、機関誌の発行やHPの運営を通じ情報提供等を行う。**連携支援部**は、グループ補助金等の復興支援や商店街支援並びに連携による事業創出等を推進する。

なお、会員組合等に対する支援事業については、引き続き全職員一丸となって取り組む。

また、本会が「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援開発補助金」の推進を行う「地域事務局」業務と過去の本事業実施者の販路開拓支援などを行うフォローアップ事業の委託を受けていることに伴い、引き続き**ものづくり支援センター**を設置する。



第 63 回岩手県中小企業団体通常総会開催のご案内

下記日程にて、第 63 回中央会通常総会を開催致します。

■ 開催日時 平成 30 年 6 月 21 日 (木) 15:00～

■ 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング

※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

● (お問合せ) 統括管理部

いわて花巻空港の平成 30 年度上期ダイヤ改正のお知らせ！

いわて花巻空港の定期便のダイヤが平成 30 年 3 月 25 日 (日) から改正されました。いわて花巻空港からは、札幌、名古屋、大阪、福岡への直行便が毎日運航されています。航空券は早期購入割引で予約すると大変お得です。旅行に、ビジネスに、いわて花巻空港 をぜひご利用下さい。

【航空券の予約購入】

JAL・FDA各社のホームページまたは下記予約専用電話により御予約ください。

日本航空 (JAL) 0570-025-071 (7時～20時)

フジドリームエアラインズ (FDA) 0570-55-0489 (7時～20時)

平成 30 年度上期 いわて花巻空港 航空ダイヤ (2018.3.25～2018.10.27)

いわて花巻		札幌(新千歳)				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
JAL2830	E70	8:55	⇒ 9:50	JAL2831	E70	7:45	⇒ 8:40
JAL2832	E70	14:40	⇒ 15:35	JAL2833	E70	13:15	⇒ 14:10
JAL2838	E70	17:25	⇒ 18:20	JAL2839	E70	16:00	⇒ 16:55

いわて花巻		大阪(伊丹)				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
JAL2180	E70	9:10	⇒ 10:40	JAL2181	E70	7:05	⇒ 8:25
JAL2184	E70	12:10	⇒ 13:40	JAL2183	E70	10:20	⇒ 11:40
JAL2186	E70	16:00	⇒ 17:30	JAL2185	E70	14:10	⇒ 15:30
JAL2190	E70	18:45	⇒ 20:25	JAL2187	E70	16:55	⇒ 18:15

いわて花巻		名古屋(小牧)				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
FDA352	E70 E75	8:45	⇒ 10:00	FDA351	E70 E75	7:05	⇒ 8:15
FDA354	E70 E75	11:50	⇒ 13:05	FDA353	E70 E75	10:10	⇒ 11:20
FDA356	E70 E75	16:20	⇒ 17:35	FDA355	E70 E75	14:40	⇒ 15:50
FDA358	E70 E75	18:50	⇒ 20:05	FDA357	E70 E75	17:10	⇒ 18:20

いわて花巻		福岡				いわて花巻	
便名	機種	出発	到着	便名	機種	出発	到着
JAL3526	E70	14:25	⇒ 16:30	JAL3523	E70	11:55	⇒ 13:50

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 平成30年3月分

■岩手県中央会主な実施事業等		3月13日	H29年度いわて農商工連携促進会議
3月8日	いわてキラリ企業合同就職説明会	3月14日	いわて産業振興センター理事会
3月9日	情報連絡員会議		岩手地方労働審議会
	岩手県青年中央会第6回理事会		いわて女性の活躍促進連携会議
3月13日	H29年度補正もの補助公募説明会(1回目)	3月15日	全国中央会理事会・評議員会
3月20日	岩手県中央会第4回三役会	3月16日	職業能力開発協会理事会
	岩手県中央会第3回理事会		ふるさと岩手定住財団理事会
3月23日	官公需懇談会		岩手県発明協会理事会
	H29年度補正もの補助公募説明会(2回目)	3月22日	岩手県共同募金会評議員会
			岩手地方最低賃金審議会
■関係機関・団体主催行事への出席等		3月23日	三陸防災復興博(仮称)準備委員会通常総会
3月1日	県北地域6次産業化サポート会議		いきいき岩手支援財団評議員会
3月2日	盛岡マチナカラグビーボール・バスリレー実行委員会設立準備委員会		貸付審査委員会(岩手県信用保証協会)
3月4日	岩手県UIターンフェアin秋葉原	3月26日	岩手新卒等就職採用応援本部第2回会議
3月7日	岩手県空港利用促進協議会幹事会		岩手県高等学校就職問題検討会議
	岩手県産業保健総合支援センター運営協議会	3月28日	岩手県就労支援事業者機構理事会
3月8日	高齢・障害・求職者雇用支援機構運営協議会		岩手県信用保証協会理事会
3月12日	岩手県生活衛生営業指導センター理事会	3月29日	いわて観光キャンペーン推進協議会運営幹事会